

令和2年2月18日

安曇野市教育委員会

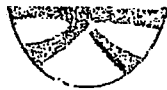
令和2年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号	教育部 学校教育課
令和2年2月18日提出	(課長)平林 洋一 (担当)太田 雅史

タイトル	有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市教育委員会に対して、有明高原寮長より有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦依頼があったので、委員の選任について協議をお願いするものです。
説明	<p>1 有明高原寮視察委員会委員の推薦依頼について</p> <p>(1) 推薦依頼者 有明高原寮長 末吉 克至</p> <p>(2) 推薦人数 安曇野市教育委員会委員より1人</p> <p>(3) 推薦期限 令和2年1月30日(2月定例会後でも可)</p> <p>(4) 任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日</p> <p>(5) 根拠</p> <p>平成26年の少年院法改正により、社会に開かれた施設運営推進を図り、施設運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会の設置について定められました。全ての少年院に視察委員会が設置され、7名以内(有明高原寮視察委員会委員は4名)の有識者で構成されています。</p> <p>委員は、少年院を視察し、その運営に関する意見を述べ、それらの意見を受けて施設長が講じた措置の概要を公表することとされています。</p> <p>2 現在の有明高原寮視察委員会委員の職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 1名 ・安曇野市教育委員会委員 1名 ・医師 1名 ・地元代表 1名



機密性2情報

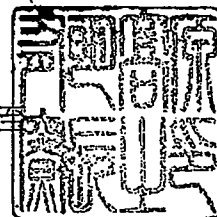


有高発第15号

令和2年1月21日

安曇野市教育委員会教育長 橋 渡 勝 也 殿

有明高原寮長 末 吉 克 三



有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について（依頼）

平素から有明高原寮視察委員会の運営につきましても格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度につきましても貴教育委員会から有明高原寮視察委員候補者を御推薦いただきたく、何卒お願い申し上げます。

今年度につきましても、年度末で一旦終了し、新年度4月に新たに就任していただく予定であります。現在の委員を引き続き御推薦いただいても、新たな方を御推薦いただいても結構です。

別添留意事項を御参照の上、別紙様式により1名の御推薦を本年1月30日までに返信くださいますよう、よろしくお願いいたします。

少年院視察委員会委員候補者資料

(安曇野市教育委員会)

ふりがな			性別
氏名			
生年月日(年齢)	年	月	日生 (歳)
住所	〒 - 電話 () -		
職業(役職)	()		
推薦理由			
勤務先等の承諾の要否	要・否	承諾が必要な場合の連絡先	

上記の者を有明高原寮視察委員会委員候補者として推薦します。

令和 年 月 日

団体名

氏名

印

別 添

留 意 事 項

少年院視察委員会の委員になるためには、少年院に関する専門的な知識を有している必要はなく、少年院法第9条第2項に定める要件を満たしていれば、委員候補者となることが可能です。

◎少年院法（第9条第2項）

委員は、人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

ただし、委員は非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員法の規定により官職に就くことができないとされている方は、推薦を頂いても委員に任命することはできません。

◎国家公務員法（第38条）

次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第111条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、委員には中立的な立場で活動していただく必要がありますので、少年院の職員（職員であった者を含む。）や在院者はもちろん、例えば、これらの者の親族の方、在院者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人になっている方、当該少年院における措置等を理由として在院者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人になっている方などは、法律に定められた要件を充たしている場合であっても、委員としてはふさわしくありません。

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 2 年 2 月 18 日提出	(課長) 平林 洋一 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市民生委員推薦会委員の推薦依頼がありましたので、協議をお願いするものです。
説明	<p>1 安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について</p> <p>(1) 推薦依頼者 安曇野市長 宮澤 宗弘</p> <p>(2) 推薦人数 教育委員より 1 人</p> <p>(3) 推薦期限 令和 2 年 2 月 14 日 (2 月定例会後でも可)</p> <p>(4) 参考事項</p> <p>安曇野市民生委員推薦会は、民生委員法第 8 条により、民生委員の選任 (委嘱) 手続時に候補者の適否を審議する目的で設置された組織であり、以下に掲げる者で構成されています。</p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 2 人 ・社会福祉事業の実施に関係ある者 2 人 ・市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 2 人 ・教育に関係のある者 1 人 ・関係行政機関の職員 2 人 ・学識経験のある者 2 人 <p style="text-align: center;">計 11 人</p> <p>2 任期 委嘱の日から令和 4 年 11 月 30 日まで</p> <p>3 会議等 民生委員に欠員が生じ、新たな委員を任命する都度、会議を開催。</p>



1長第 2587 号

令和 2年 2月 3日

安曇野市教育委員会教育長 様

安曇野市長 宮澤 宗弘
(公印省略)

安曇野市民生委員推薦会委員の推薦について (依頼)

平素は当市福祉行政に対しましてご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、当市では民生委員法に基づき、安曇野市民生委員推薦会を組織しています。民生委員推薦会では、区長等から民生委員・児童委員候補者の推薦調書が提出された際に推薦会にて審査し、適格者であると認められた場合に長野県へ推薦します。

民生委員推薦会は、一斉改選に伴い令和元年 11 月 30 日をもって任期満了となり、新たに組織する必要があります。これまでは貴会の「教育委員 須澤真広 氏」が推薦会委員をしておりますが、新たに組織するに伴い、教育に関係ある者の委嘱区分において、引き続き教育委員の中から推薦会委員を選出していただきたいと考えております。

つきましては、貴会から委員の推薦をお願いしたいと存じますので、ご多用中のところ恐縮ですが、下記によりご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | | |
|---|------|---------------------------------|
| 1 | 委嘱委員 | 安曇野市民生委員推薦会 委員 |
| 2 | 任 期 | 委嘱の日から令和 4 年 11 月 30 日 |
| 3 | 職 務 | 民生委員・児童委員候補者の審査 |
| 4 | 推薦様式 | 別紙のとおり |
| 5 | 推薦期限 | 令和 2 年 2 月 1 4 日 (金) |
| 6 | その他 | 第 1 回安曇野市民生委員推薦会は 2 月下旬に開催予定です。 |

【お問い合わせ先】

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 (1 階⑬番窓口)
安曇野市 長寿社会課 福祉政策担当
課長：鳥羽 直樹 係長：藤澤 一渡 担当：城之内 高明
電話：0263-71-2253 (直通) FAX：0263-71-2328
E-mail:chojushakai@city.azumino.nagano.jp

<参 考 資 料>

○民生委員法（抜粋）

- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないとき、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。
- 第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。
- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。
- 3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前3項で定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○民生委員法施行令（抜粋）

- 第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が左の各号の1に該当する場合においては、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
1. 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 2. 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。
- 第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。
- 第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。
- 第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記各々三人以内を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。
- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。
- 第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

○安曇野市民生委員推薦会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令(昭和23年政令第226号)第7条の規定により、安曇野市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の委員の定数その他について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、12人以内とする。

(招集)

第3条 委員長は、推薦会の会議を招集しようとするときは、やむを得ない場合を除き、会議招集の日前3日までに、招集の日時及び場所を文書で委員に通知しなければならない。

(民生委員候補者の決定)

第4条 委員長は、市長から民生委員の欠員の通知を受けたときは、速やかに推薦会を招集し、民生委員候補者を決定しなければならない。

安曇野市民生委員推薦会委員推薦書

(宛先) 安曇野市長

推薦者

所属機関名

代表者名

印

安曇野市民生委員推薦会委員として、下記の者を推薦します。

委嘱区分	教育に関係ある者
ふり 氏	がな 名
職	名
住	所
連絡先	TEL :
	FAX :

◎ 報告期限 : 令和2年2月19日(水)

※ FAXでの提出でも構いません。(FAX番号: 0263-71-2328)

議案第3号	教育部
令和2年2月18日提出	担当：学校教育課長 平林 洋一

タイトル	安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の制定について
決定を要する事項の内容	要綱制定の承認
要旨	開かれた行政を推進する観点から、情報公開請求の手続きによることなく、迅速に市民等に情報提供を行うことができるよう所要の要綱を制定するもの。
<p>1 要綱制定の根拠</p> <p>安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）</p> <p>(略)</p> <p>(情報提供)</p> <p>第32条 実施機関は、同一の公文書について2以上の者から公開請求があり、その全ての公開請求に対して当該公文書の全部を公開する旨の決定をした場合であって、当該公文書について更に他の者から公開請求があると見込まれるときは、当該公文書を適時に、かつ、市民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。</p> <p>(情報公開の総合的推進)</p> <p>第33条 実施機関は、公文書の公開のほか、情報提供施策を積極的に推進し、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が取得できるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。</p> <p>2 当てはめる市長部局の要綱</p> <p>安曇野市公文書の情報提供に関する要綱（平成30年安曇野市告示第217号）</p> <p>※条文別紙</p> <p>3 他部局の例</p> <p>安曇野市議会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱（平成30年議会告示第1号）</p> <p>※条文は、安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱に同じ</p> <p>4 施行日</p> <p>教育委員会承認後、直ちに公布・施行する。</p>	

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱

安曇野市教育委員会が所管する公文書に係る安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 32 条及び第 33 条の情報提供については、安曇野市公文書の情報提供に関する要綱（平成 30 年安曇野市告示第 217 号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○安曇野市公文書の情報提供に関する要綱

平成30年5月23日告示第217号

安曇野市公文書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号。以下「条例」という。）第32条及び第33条の情報提供について、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 公文書を管理する担当課の長は、市民から公開を求められた公文書のうち、次条に規定する公文書については、公開請求の手續によることなく、迅速に情報提供で対応するよう努めなければならない。

(対象文書)

第3条 公開請求の手續によることなく、情報提供をする公文書は次に掲げるものとする。

- (1) 条例第32条に規定する公文書で、公開の求めを受けた時点においても、全部を公開するという判断が明らかに変わらないもの
- (2) 既に公表されている情報のみが記録されている公文書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第7条各号に規定する非公開情報が記録されていないことが明らかである公文書

(情報提供の方法等)

第4条 公文書の情報提供は、情報提供を求める者（以下「申出者」という。）の対面での申出に対し行う。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 前項の申出が、次項に規定する申出者が費用を負担する公文書の写しの交付による情報提供を求めるものであるときは、申出者は、公文書の写しの交付申出書（別記様式）を提出しなければならない。

3 公文書の写しの交付による情報提供をする場合の費用は、申出者の負担とし、安曇野市情報公開条例施行規則（平成18年安曇野市規則第12号）別表のとおりとする。ただし、次に掲げる公文書の写しの交付については、この限りでない。

- (1) 広報や普及啓発を目的に作成された公文書
- (2) 市民に法令、行政手續、行政サービス等の内容を説明するために必要な公文書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、無償で情報提供をすることが適当と認められる公文書

4 前項の費用は、前納とする。

附 則

この告示は、平成30年5月23日から施行する。

公文書の写しの交付申出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申出者

住 所

氏 名

電話番号

情報提供として公文書の写しの交付を受けたいので、次のとおり申し出ます。

公文書の名称	
写しの交付方法	<input type="checkbox"/> 来庁による写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付
備考	

(注)

- 1 公文書の名称は、担当課と調整の上、記入してください。
- 2 来庁による写しの交付につき、希望日があれば、担当課と調整の上、備考欄に記入してください。
- 3 写しの作成、郵送に要する費用は、申出者の負担となります。

議案第4号	教育部 学校教育課
令和2年2月18日提出	(課長) 平林洋一 (担当係長) 櫻井義之

タイトル	安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱を一部改正することの承認
要旨	学校と学校応援隊との連絡調整等の重要な役割を担っている地域コーディネーターについて、学校ごとに複数配置が可能となるように要綱を一部改正するものです。
説明	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市コミュニティスクール事業において、地域コーディネーターは、学校と学校応援隊との連絡調整等の重要な役割を担っています。 ・現在は各学校に1名の配置となっており、負担の大きさなどを理由に短期間で辞める方もおり、また後任となる方もなかなか見つからない、業務内容が適切に継承されない状況があります。 ・現職の地域コーディネーターからも後任について、不安の声が寄せられております。 ・これらのことから、複数で担当することにより負担の分散と業務内容が人的要因に寄らず、維持されることを目的として、要綱を一部改正するものです。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の一部を改正する告示

安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱（平成21年安曇野市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

第7条第2項中「各地域に5人以内で配置し、」を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱（平成21年2月25日教育委員会告示第3号）

改正後	改正前
<p>(地域コーディネーター) 第7条 (略) 2 地域コーディネーターは、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p>	<p>(地域コーディネーター) 第7条 (略) 2 地域コーディネーターは、各地域に5人以内で配置し、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p>

○安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱

平成21年2月25日教育委員会告示第3号

改正

平成21年10月27日教委告示第18号

平成25年5月1日教委告示第3号

平成26年3月14日教委告示第1号

平成29年3月30日教委告示第4号

令和2年 月 日教委告示第 号

安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）と地域との連携体制の構築により地域全体で学校教育を支援する安曇野市コミュニティスクール事業（以下「コミュニティスクール」という。）を推進するため、その所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 コミュニティスクールは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学習支援活動に関すること。
- (2) 総合的な学習、読書活動に関すること。
- (3) 児童及び生徒の登下校の安全確保に関すること。
- (4) 学校内の環境整備に関すること。
- (5) 学校における課外活動及び部活動の支援に関すること。
- (6) 不登校児童生徒、障がいのある児童生徒、外国人児童生徒等の支援に関すること。
- (7) 事業の評価、学校への普及啓発に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援に関すること。

(組織)

第3条 コミュニティスクールは、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 実行委員会
- (2) 地域教育協議会
- (3) 中学校部活動運営委員会
- (4) 地域コーディネーター
- (5) 学校支援ボランティア（以下「学校応援隊」という。）

(実行委員会)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) コミュニティスクールの企画及び推進に関すること。
- (2) コミュニティスクールの事業評価に関すること。

(3) 地域コーディネーターの養成に関する事。

(4) 学校応援隊の養成に関する事。

2 実行委員会は、委員20人以内とし、次に掲げる者のうちから安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学校関係者

(2) 各地域代表者

(3) PTA代表者

(4) その他教育委員会が必要と認めた者

（地域教育協議会）

第5条 地域教育協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 学校運営の理解及び参画に関する事。

(2) 学校支援に関する事。

(3) 学校関係者評価（学校の運営状況等について地域教育協議会が行う評価をいう。）及び学校自己評価に関する事。

(4) 小中学校の連携に関する事。

(5) 学校安全に関する事。

(6) その他教育委員会が必要と認める事項

2 地域教育協議会は、地域ごとに委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校関係者

(2) 区長代表者

(3) 地域コーディネーター

(4) PTA代表者

(5) その他教育委員会が必要と認めた者

（中学校部活動運営委員会）

第6条 中学校部活動運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 地域、保護者及び学校との連携に関する事。

(2) 部活動の抱える課題解決に関する事。

(3) 部活動の指導者発掘等に関する事。

(4) その他運営委員会の目的の達成に関する事。

2 中学校部活動運営委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校関係者

(2) PTA代表者

(3) 地域指導者（外部指導者）

(4) その他教育委員会が必要と認めた者

（地域コーディネーター）

第7条 地域コーディネーターは、学校との調整を行い、学校を支援及び協力する学校応援隊との連絡調整を行う。

2 地域コーディネーターは、学校と地域の現状を十分に理解している者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第8条 第4条から前条までに規定する委員又は地域コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 実行委員会、地域教育協議会及び中学校部活動運営委員会（以下「委員会等」という。）にそれぞれ会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会等の会議は、会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第11条 コミュニティスクールに関する庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(安曇野市学校評議員運営要綱の廃止)

2 安曇野市学校評議員運営要綱（平成17年安曇野市教育委員会告示第7号）は、廃止する。

(地域教育協議会委員の人数の特例)

3 平成23年3月31日までの間、地域教育協議会の委員の人数は、第5条第2項の規定にかかわらず20人とする。

附 則（平成21年10月27日教委告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月1日教委告示第3号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日教委告示第1号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教委告示第4号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月 日教委告示第 号）

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

議案第5号	教育部 生涯学習課
令和2年2月18日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美

タイトル	安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市地区公民館報表彰要綱の一部改正の承認
要旨	安曇野市地区公民館報表彰要綱は、地区公民館活動の発展及び活性化を図ることを目的としており、今回の改正では、より多くの地区公民館に受賞機会の拡充を図るため、表彰の種類等について、一部を改正します。
説明	<p>1. 改正の経過</p> <p>昨年3月の地区公民館報表彰審査会において、例年同じ地区公民館が受賞していることから、表彰の種類を増やすなど、受賞の機会を広げるための工夫が必要との意見がありました。</p> <p>これを受け、6月、7月の公民館長会で、過去の受賞歴を基に審査基準等を協議しました。</p> <p>9月に公民館運営審議会委員を対象に審査基準の改正案についてアンケート調査を実施し、アンケート結果を基に10月の公民館長会で要綱の改正案を検討しました。</p> <p>11月の第2回公民館運営審議会にて、改正案について諮り、承認をいただきました。</p> <p><参考資料></p> <p>別紙1 「地区公民館報表彰受賞履歴」</p> <p>別紙2 「公民館運営審議会アンケート集計結果」</p> <p>2. 改正の内容</p> <p>表彰の種類を増やすとともに、最優秀賞連続受賞の地区公民館については、表彰対象外の期間を設けます。</p> <p>(1) 第3条第1項に第3号「審査員特別賞 1件」を加えます。</p> <p>(2) 第3条に第2項を加え、最優秀賞を3年連続受賞した地区公民館については、翌年度からの3年間は表彰の対象外とします。</p> <p>なお、最優秀賞連続受賞により表彰対象外となった地区公民館については、公民館大会等で事例発表の場を設け、作成のノウハ</p>

ウを公表していただいたり、作品を紹介する機会を設け、表彰対象外の3年間もモチベーション維持に繋がる取り組みを考えております。

3. 施行日

令和2年4月1日

安曇野市地区公民館報表彰受賞履歴

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
最優秀賞	豊里	豊里	豊里	豊里	豊里	豊里
優秀賞	柏原	柏原	野沢	野沢	柏原	野沢
優秀賞	矢原	野沢	上堀	柏原	野沢	牧
応募数	22	21	21	15	12	20

地区公民館報表彰についてのアンケート集計結果

【実施日】令和元年9月3日

【回答者】安曇野市公民館運営審議会委員 13人

- 1 地区公民館報表彰の種類について、ご意見をお聞かせください。
現在は、最優秀賞1件、優秀賞2件です。(例：○○賞を追加する)
 - ・最優秀賞1件、優秀賞1件、特別賞2件 1人
館報作成者にやる気を出していただくため、特別賞を創設する
 - ・フォト賞 or スナップ賞 1人
楽しさが伝わる、一瞬をとらえた、想像ができる写真を基準に選ぶ
 - ・最優秀は無くし、上位3部、佳作2部を表彰 または 努力賞を創設 1人
内容充実だけでなく発行回数も加味する
 - ・奨励賞、努力賞などの追加 1人
 - ・特別賞を創設 1人
5分館の中から1地区公民館を選び表彰する
 - ・敢闘賞・努力賞・デザイン賞・アイデア賞・ユーモア賞・スクープ賞・公民館長賞などの創設 1人
館報作成の意欲を高め、参加できるように
 - ・努力賞 1人
健闘の形跡が見られる館報
 - ・努力賞・審査員特別賞 1人
発行回数が多い地区、10回連続して応募した地区、ユニークな紙面
 - ・現状で良い 4人
優秀賞の条件は変更したほうがよい
 - ・未記入 1人

- 2 地区公民館報表彰審査表の評価基準について、ご意見をお聞かせください。
(例：年間発行回数を評価する基準を追加する、○○を評価する基準を削除する)
 - ・地区の魅力を伝えてあるかを評価する基準を追加する
 - ・参加者のコメント(感想)が掲載されているかを評価する
 - ・発行回数を評価する 4人
 - ・年間の発行・回数・種類を評価する基準を追加する。
 - ・審査基準を減点方法とする
 - ・年度を基準とする
 - ・現状で良い

3 最優秀賞及び優秀賞の受賞歴を参考にして、地区公民館報の審査方法などについてご意見やご要望がございましたら、お聞かせください。

- ・自分たちで紙面の見どころ、工夫、効果などをアピールしてもらう。
- ・受賞常連地区は〇回で受賞STOPとし、他の地区へ受賞の機会を与える。
- ・最優秀賞は2ポイント、優秀賞は1ポイントとし、12ポイント（豊里が現時点で12ポイント）獲得した地区は殿堂入りとする。
- ・評価基準にかかわらず、フォト賞を一番最初に選びフォト賞を受賞した地区は他の賞の対象としない。
- ・5年連続受賞した地区は一定期間、表彰対象外とする。もしくはいったん表彰制度を休止する。
- ・最優秀賞、優秀賞には及ばなかった地区の中から、公民館行事を通じて地域住民の活発な交流の様子が見られるもの、地域独自の行事の継承を伝えるものを表彰する。
- ・審査基準を地区に伝え、より多い地区からの参加を促す。
- ・応募数を増やす努力をする。連続受賞は〇年までと決める。
- ・文化祭などを利用して館報を掲示して人気投票をしてはどうか。

4 その他自由意見

- ・館報作成を通じて地区内の活動活性化、発展は一応達成されていると判断し、常連以外の公民館へ啓発の意味を含め、受賞の機会を与えてはどうか。
- ・豊里公民館の場合、区・公民館の編集委員会で立派な館報を今後も作成することができ、次へも伝えていく事が十分できると思える。
- ・表彰のためにチーム作りし、館報づくりをする公民館があります。表彰は限られた数であるので、見栄えの良いものよりも情報提供中心の地味なものに視点を当ててほしい。
- ・公民館大会には全館報を展示して関心を高める。
- ・例年、表彰を受けている地区の発行体制（担当人数・企画要領・取材体制）や編集上の知識（割付・リード・見出し作成）などを紹介していただくか、研修の機会があれば良いと思われる。
- ・各地区の公民館報は主に文化部が編集して発行していると思われませんが、任期の関係もあり前担当者の内容に沿った形で発行しているのが現状。
- ・受賞歴が決まりつつある地区の皆様には敬意を表しますが、他地区にも光を当ててほしい気がします。
- ・多くの地区は公民館報を発行していると思うが応募数が少ない。表彰に応募するのは館報の水準向上に資するためだと思われる。従って、表彰の申請を待つのではなく、積極的に応募を増やす努力をする。例えば、他地区編集者との情報交換・懇親の促進、豊里の編集者による研修会開催など。
- ・安曇野市全域には多数の地区公民館がそれぞれ工夫され運営されていると思います。その規模によって公民館報の内容、活動量、質も差がありたくてもできないこともあると思う。
- ・2年で役員が変わる自分の地区ではこれだけの広報を作るのも応募も無理。
- ・公民館報は区の事業報告ではなく、公民館事業の報告であるべき。

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市地区公民館報表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年 月 日

安曇野市教育委員会

教育長 橋渡 勝也

第3条に次の1号を加える。

(3) 審査員特別賞 1件

第3条に次の1項を加える。

2. 審査実施年度の前年度より起算した過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、当該年度からの3年間は表彰の対象外とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

○安曇野市地区公民館表彰要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第2号）

改正後	改正前
<p>(表彰の種類及び件数)</p> <p>第3条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>審査員特別賞 1件</u></p> <p>2. <u>審査実施年度の前年度より起算した過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、当該年度からの3年間は表彰の対象外とする。</u></p>	<p>(表彰の種類及び件数)</p> <p>第3条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

○安曇野市地区公民館報表彰要綱

平成27年1月26日教育委員会告示第2号

改正

平成30年1月30日教委告示第2号

安曇野市地区公民館報表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区公民館活動の発展及び活性化を図るため、市内の地区公民館が発行する公民館報（以下「地区公民館報」という。）のうちから、特に優秀なものを表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる地区公民館報は、審査を行う前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間に発行したのものとする。

(表彰の種類及び件数)

第3条 表彰の種類及び件数は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀賞 1件
- (2) 優秀賞 2件
- (3) 審査員特別賞 1件

2 審査実施年度の前年度より起算した過去3年度で最優秀賞を3年連続で受賞した地区公民館については、当該年度からの3年間は表彰の対象外とする。

(表彰の申請)

第4条 表彰の申請をしようとする者は、別に定める期間中に、安曇野市地区公民館報表彰申請書（別記様式）に必要な書類を添付して、安曇野市中央公民館長に申請するものとする。

2 申請する地区公民館報は、第2条で定めた期間に発行されたもの全てとする。

(審査会)

第5条 地区公民館報の審査を行うため、安曇野市地区公民館報表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 安曇野市教育長
- (2) 安曇野市中央公民館長
- (3) 安曇野市中央公民館長の推薦する者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、委嘱又は任命された日から審査が終了した日までとする。

3 審査会に会長を置き、安曇野市教育長をもってこれに充てる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見

を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、安曇野市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

2 表彰は、安曇野市公民館大会において行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年1月30日教委告示第2号)

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (令和2年 月 日教委告示第 号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

安曇野市地区公民館報表彰申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市中央公民館長

申請者

居所又は住所

地区公民館長名



安曇野市地区公民館報表彰要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

応募作品名	
発行部数	部
主な記事の掲載意図	
年間発行回数	回
判型・平均ページ数	判 ページ
1部あたりの経費	円
製本形式	外注 ・ コピー (印刷機)
編集体制	例：〇〇編集委員会 (△人)

※ 添付書類・・・応募作品各1部

議案第6号	教育部 各課
令和2年2月18日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 共催1件 生涯学習課 後援3件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

学校教育課 共催・後援台帳(令和元年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課 意見
33	R2.2.3	学校教育	第134回信濃教育 会総集会安曇野大 会	公益社団法人信濃 教育会 後藤 正幸	公益社団法人 信濃教育 会	共催	安曇野市教育 会と連携し安曇野 市の先生方にた だ多数参加いた さるため。	1月29日	令和2年7 月4日(土)	--	--			安曇野市穂 高会館	教育現場や社会におけ る教育課題について、広 く意見交換し、会員の職 能向上並びに教育に対 する意識の向上を図り、 「信州教育の創造」を目 指す。	1. 講演 木村 泰子 先生 (大阪市立大空小学校 初代校長)。2. 意見発 表。3. 教育研究論文特 選受賞発表。4. 信濃 教育会才一ヶストラ、安 曇野市教育会合唱団に よる演奏。	--	--	--	基準第3 条第2項 により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承設(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H30	H29	H28	所管課意見
100	R2.2.7	社会教育担当	家族で楽しむ書道	家庭倫理会中宿 会長 永井悦子	家庭倫理会中宿	後援	公益性を高め、より多くの方々に伝統芸術に触れる機会を提供し、家族で「書道」を通して教養を高めながら、コミュニケーションを深めて頂く為	2月6日	令和2年3月21日(土)	-	-	-	月 日	豊科 成相コミュニティセンター	日本の伝統文化である「書道」を、家族で親しむ時間を持つことにより家族の絆を結び一助としてもらう為	書道の講義と実技	-	-	-	基準第3条第2項により可
102	R2.2.5	社会教育担当	安曇野ガールスカウトやりのガールの防災体験	ガールスカウト長野県第38団 委員長 小林昭子	ガールスカウト長野県第38団	後援	一般の方に安心して参加していただく為。ガールスカウトと防災について学習したり体験しながら楽しく交流する。入団希望者についてガールスカウトの説明をする。	2月5日	令和2年3月8日(日)	-	-	-	月 日	堀金公民館 会議室1	ガールスカウトと防災について学習したり体験をしながら楽しく交流する。入団希望者についてガールスカウトの説明をする。	・公衆電話を使って伝言ダイヤル体験 ・非常食の試食と保存方法の紹介 ・DVDでウルトラマンと防災学習他 参加費 1人100円(おやつ・保険代)	-	-	-	基準第3条第2項により可
104	R2.2.7	社会教育担当	長野ママの夢サミット	一般社団法人 笑顔の花 茅房美	一般社団法人 笑顔の花	後援	笑顔ある子育てに繋げるためにママを地域で全力応援していきたい	2月6日	令和2年4月10日	-	-	-	月 日	ウエディング グレスタウン・マンマミーア	未来の子どもを育むママが夢を持って元気で笑顔ある社会を作ります。ママの笑顔を家庭から地域、地域から社会へ繋いでいく未来に繋がります。	ママが夢を語り、他のママの夢も応援し合い互いに助け合える仲間づくり。子育てを通じて交流と学びと分かち合えるご縁作りの場。 参加費 3,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第3号	教育部 生涯学習課
令和2年2月18日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 白井 直美 塩原 良明

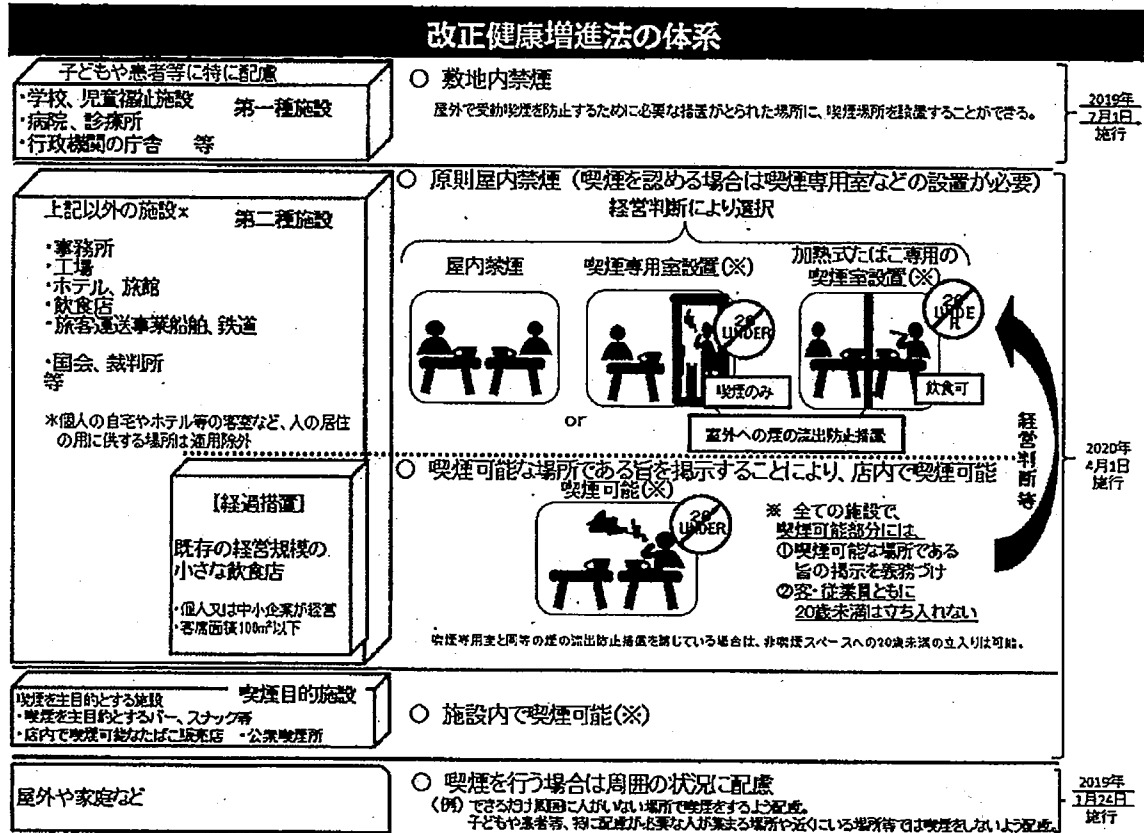
タイトル	生涯学習課所管施設の敷地内禁煙について
報告を要する事項の内容	敷地内禁煙措置の報告
要旨	健康増進法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日より生涯学習課所管施設においては敷地内禁煙とする。
説明	<p>健康増進法の一部を改正する法律により体育館や公民館等は、第二種施設に分類されている。</p> <p>市の方針では、第二種施設においては令和2年4月1日より原則敷地内禁煙となることから、生涯学習課所管施設については敷地内禁煙とする。なお、屋外（グラウンドや公園）は第二種施設の該当にはならないが、市有施設であり第二種施設に準ずる施設として敷地内禁煙とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【対象施設】 人権教育集会所、公民館（豊科・穂高）、黒沢洞合自然公園、社会体育施設（グラウンド等屋外施設を含む）</p>

[PDF 健康増進法の一部を改正する法律 概要 \[PDF形式: 503KB\]](#)

[健康増進法の一部を改正する法律はこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

改正健康増進法の体系



[PDF 改正健康増進法の体系 \[PDF形式: 386KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし](#) > [健康・福祉・医療](#) > [健康づくり](#) > [なくそう！望まない受動喫煙](#)

なくそう！望まない受動喫煙

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2020年1月22日更新

喫煙はマナーからルールへ

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立し、望まない受動喫煙防止の取り組みは、マナーからルールへと変わっています。

受動喫煙とは？

自分がたばこに火をつけて吸う(主流煙)のでもなく、他人の吸っているたばこの煙(副流煙)を吸ってしまうことを「受動喫煙」と言います。

副流煙には主流煙と同じく体に有害な成分が含まれ、受動喫煙により、喫煙者と同様のリスクが生じます。

受動喫煙にさらされると、がんや脳卒中、呼吸器疾患などさまざまな病気のリスクが高まります。

行政機関などは先がけて、令和元年7月から敷地内禁煙に！

改正後の法律では、学校・病院・児童福祉施設・市役所などの行政機関は令和元年7月1日から敷地内禁煙。

民間の事業所や飲食店などは令和2年4月1日から原則屋内禁煙となります。

法律の改正を受け、市ではすでに敷地内禁煙となっている学校・認定こども園に加え、令和元年7月1日から、児童館・市役所本庁舎・各支所・保健センターなどが敷地内禁煙となっています。該当する施設は、施設ごとにご案内をしています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

令和2年4月から禁煙範囲がさらに変わります

市では、望まない受動喫煙防止を進めていくため、多くの人が利用する公民館や体育館、美術館等の公共施設を、令和2年4月1日から敷地内禁煙または屋内禁煙(一部施設を除く)とします。該当施設は、施設ごとにお知らせ等を掲示しますので、ご確認ください。

報告第4号	教育部文化課
令和2年2月18日提出	(課長) 那須野雅好 (担当係長) 三澤新弥

タイトル	文化課所管施設の敷地内禁煙について
	敷地内禁煙措置の報告
要旨	健康増進法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日より文化課所管施設においては、敷地内禁煙とする。
	<p>このことについて、健康増進法の一部を改正する法律の施行により下記施設においては、第二種施設となっている。</p> <p>第二種施設においても令和2年4月1日より原則敷地内禁煙となることから、これに倣い文化課所管施設においては、敷地内禁煙とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>穂高交流学习センター・豊科交流学习センター 豊科郷土博物館・穂高郷土資料館・鐘の鳴る丘集会所・貞享義民記念館・安曇野市文書館・白井吉見文学館・豊科近代美術館・田淵行男記念館・飯沼飛行士記念館・穂高陶芸会館・高橋節郎記念美術館・文化財資料センター</p> <p>なお、三郷交流学习センター・明科交流学习施設については、第一種施設であり、すでに敷地内禁煙となっている。</p>

報告第5号	教育部 各課
令和2年2月18日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 6件 文化課 5件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度2月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	募集	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管 課 意見
96	R2.1.16	社会教育担当	遊んで学んでス カイパーク! 早春のかほり お届けします	TOY BOX 信 州スカイパー クサービスセ ンター 宮 所長 宮 林雄治	TOY BOX 信 州スカイパー クサービス センター	後援	対象となる子 どもから保護 者に事業を幅 広く理解い ただき、安心 してご参加い ただいたため後 援をお願いします	1月14日	令和2年 2月24日 (月)	〇	過去承認	〇	1月20日	松本平広域 公園 総合 球技場	遊んで学べる様々な企画を 実施したり、園内で予定した 花木を無料配布するイベント です。幅広い世代が楽しめる 内容となっております	入場無料 ・はたらくるま大集合 ・花木無料配布 ・ゲームコーナー ・フードコーナー など	〇	〇	〇	基準 第3 条第 2項 及び 第4 条第 2号に より 可
97	R2.1.23	スポーツ推進担当	第55回安曇野市 長杯争奪卓球 大会	穂高卓球ク ラブ 井口 富 美雄	安曇野市 体育協 会 生 涯 ス ポ ー ツ サ ー ク ル 連 合 会 (主 管:穂高 卓球ク ラブ)	後援	教育、文化及 びスポーツの 普及向上を目 指す	1月23日	令和2年 3月15日 (日)	〇	過去承認	〇	2月6日	穂高総合体 育館	地域文化体育活動と健全な 地域社会の発展及び地域の 愛好者の底辺拡大。	競技種目:一般シングルス 男子・女子、カデット以下シ ングルス男子・女子、小学生 シングルス男子・女子 競技方法:各種目トーナメン ト方式 参加料:中学生以下1人800 円、高校生以上1人1,000円	〇	〇	〇	基準 第3 条第 2項 及び 第4 条第 2号に より 可
98	R2.1.23	社会教育担当	2020年憲法記念 日講演会	共同代表 長谷川 陽子 平和憲法を 活かす安曇 野の会	平和憲法 を活かす 安曇野の 会	後援	合併後、毎 年の憲法記念 日の講演を安 曇野市、安曇 野市教育委員 会からの後 援・信毎、市 民タイムスの 後援を受けて 開催して来ま した。(合併前 は各自治体と 教育委員会の 連携)広く市 民に憲法につ いてお聞きい ただきたい。	1月9日	令和2年 5月24日 (日)	〇	過去承認	〇	2月4日	穂高総合体 育館 サブ アリーナ	憲法記念日の講演で憲法に ついて学ぶ	前川嘉平さん(現代教育行 政研究会代表)の講演 演題:「憲法と教育につい て」 入場料:500円	〇	-	〇	基準 第3 条第 2項 及び 第4 条第 2号に より 可
99	R2.2.23	スポーツ推進担当	第10回アルプス 女子ジュニアバ レーボール大会	安曇野小学 生ハレー ボール連盟 総務委員 長 中村 浩人 競技委員 長 丸山 文生	安曇野小 学生ハレー ボール連盟	後援	地域の小学生 及び中学生の 親親とハレー ボールによる 体位向上と体 力養成を図 る。	2月3日	令和2年 3月29日 (日)	〇	過去承認	〇	2月6日	穂高総合体 育館、穂高 東中学校体 育館、明科 体育館	教育的な環境のもとに、中 学生ハレーボールの基礎技 術を体得し、健康な心身の 育成と、スポーツ精神の高 揚を図る。ハレーボールを通 じて、地域の小学生の親 睦と交流を図る。	競技方法:リーグ・トーナメン ト方式 選手・監督・コーチ:19チー ム・400人 参加料:1チーム2,000円 2019年度日本ハレーボール 協会6人制ハレーボール競 技規則及び県中体連規則に より実施	〇	〇	〇	基準 第3 条第 2項 及び 第4 条第 2号に より 可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和元年度2月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管課意見
101	R2.2.5	社会教育担当	法蔵寺子ども囲碁教室	安曇野囲碁普及ボランティアグループ	安曇野囲碁普及ボランティアグループ	後援	募集チラシの市内小・中学生への配布と囲碁普及	2月4日	令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)	○	過去承認	○	2月7日	法蔵寺	子ども連及び市民に向けての囲碁普及	囲碁教室 4月4日～3月27日 毎週土曜日 参加費 月500円(年会費6000円) 対象者 小学生・中学生		○		基準第3条第2項及び第4条第2号より可
103	R2.2.5	スポーツ推進担当	JA共済 Presents 第4回 abnみんなであつなぐ5時間リレーマラソン	長野朝日放送株式会社	長野朝日放送株式会社	後援	幅広い層からの参加者を集め、健康増進・スポーツ振興を目的で行う。安曇野市教育委員会の後援をいただき、春のスポーツイベントとして定着化を図りたい。	2月5日	令和2年6月14日(日)	○	過去承認	○	2月7日	やまびこドーム及びドーム周辺	日本一の長野県・長野大会を通じ、スポーツ振興や健康増進を寄与し、参加者、協賛社、主催者、運営スタッフなどの大会に関わる全ての人が笑顔になれる大会を目指す。	やまびこドームを起点とし、松本平広域公園敷地内を利した1周約1400mの特設コースを周回する。 参加資格:小学校3年生以上 部門:一般の部、ファミリー・世代混成の部、小・中学生の部 参加料:一般の部1人3,000円、ファミリー・世代混成の部1人2,500円、小・中学生の部1人1,500円		○		基準第3条第2項及び第4条第2号より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和元年度2月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 28	H 29	H 30	所管課 意見
91	令和2年1月15日	文化	第31回松本かな美の書展	松本かな美の会 代表 猿田真夫	松本かな美の会	後援	広く市民に周知するため	1月15日	令和2年2月28日(金) 3月1日(日)	○	過去承認		1月17日	松本市美術館二階ギャラリーA・B室	我が国固有の和洋、特にかな書道の研鑽を図り、地域文化の高揚に寄与するため。	会員が出品した作品を展示する。出品は1人2点までで題材はフリー。出品料は1人4,000円				取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
92	令和2年1月27日	文化	穂高美術協会春季展	穂高美術協会 増田康子	穂高美術協会	後援	広く周知し安曇野地域の文化活動に貢献したいため	1月24日	令和2年3月6日(金) 3月10日(火) * 搬入日:令和2年3月5日(木)	○	過去承認		1月30日	碓山公園 研成ホール	美術展を多くの方に鑑賞していただき関心を寄せて貰うことで、地域の芸術文化の振興をはかる。	日頃制作した油絵、アクリル画、版画など作品50点ほどを展示。入場料無料				取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
93	令和2年1月28日	文化	第1回わくわくキッズコンサート in「みらい」	「ホッと」演奏ボランティア協会 牛山孝介	「ホッと」演奏ボランティア協会	後援	広く市民に周知するため	1月27日	令和2年3月19日(木)	○	過去承認		1月30日	穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール	子連れでコンサートに行かない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かない方の為に屋間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサートではヴァイナルディの四季「冬より」などの曲を演奏した。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般の方を対象とする。入場者数(見込):100名、入場料:無料				取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
94	令和2年1月28日	文化	第43回わくわくキッズコンサート	「ホッと」演奏ボランティア協会 牛山孝介	「ホッと」演奏ボランティア協会	後援	広く市民に周知するため	1月27日	令和2年4月13日(月)	○	過去承認		1月30日	松本市庄内地区公民館大会講室	子連れでコンサートに行かない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かない方の為に屋間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサートを開催する。前回のコンサートではヴァイナルディの四季「冬より」などの曲を演奏した。未就園児(0~3歳程度)とその家族、一般の方を対象とする。入場者数(見込):100名、入場料:無料				取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
95	令和2年1月30日	文化	公募 第49回日本画展	長野県日本画会 角田範子	長野県日本画会	後援	地域の人々に日本画を広げ、文化交流を図る。	1月24日	令和2年4月15日(水) 4月19日(日)	○	過去承認		2月3日	松本市梓川アカシア館	地域の人々に日本画を広げ、文化交流を図り、長野県日本画会会員の作品を皆さんに鑑賞していただく。	長野県日本画会会員の日本画約70点を展示する。入場料:無料				取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第6号

令和元年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	○第6回レッスン 2月8日（土）	○ オリエンテーション ○ 出発激励式 3月1日（日）
就学事務	令和2年度入学予定者の保護者へ「入学通知書」発送 発送数 小学校 764名 中学校 825名	・異動者は随時対応
就学援助事務	○就学援助費新入学生用品費（事前支給分）受付 期間 1/14（火）～2/14（金）	○後期分支給 ・特別支援就学奨励費 2/26（水） ・就学援助費 3/11（水） ○事前支給 所得等による資格審査後、 3月下旬の支給を予定。

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員		3月27日（金） 第3回社会教育委員の会議

人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会		2月20日（木） 第2回人権教育推進委員会小委員会 2月26日（水） 第2回人権教育推進委員及び指導員合同会議
企業人権教育推進協議会	2月13日（木） 監査・理事会	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館運営審議会		3月23日（月） 第3回公民館運営審議会
公民館長会	2月10日（月）第11回公民館長会 ・第14回市公民館大会講演会の演題等について ・公民館活動功労者表彰の候補予定者について ・第3回公民館運営審議会について 他	3月9日（月）第12回公民館長会
公民館担当者会議		2月 第10回公民館担当者会議 3月 第11回公民館担当者会議
公民館報	2月6日（木）校正会議 ・館報第53号の内容及び校正について 他 2月17日（月）企画会議 ・館報第54号の内容について 他	
市総合芸術展	2月10日（月）第4回実行委員会 ・出展作品について ・展示会場レイアウトについて ・前日準備及び片付け等について 他	3月11日（水）～19日（木） 市総合芸術展開催
安曇野市公民館大会		3月11日（水） 地区公民館報表彰審査会

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	2月中旬 入所決定通知の送付	

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	2月13日（木）第3回建設検討会	～3月 建設検討会の開催

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども会育成会支援	活性化補助金実績報告受付 2月14日（金）松本地方子ども会育成連絡会	2月19日（水） 子ども会育成会だより26号発行 3月5日（木） 子ども会育成会連合会常任委員会
青少年センター	2月14日（金）第4回運営委員会	3月19日（木）街頭巡回
親子体験ラボ		2月22日（土）「手打ちラーメンに 挑戦だよ！」明科公民館

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
放課後子ども教室	10小学校で実施中 2月 学校連絡会	

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
地区公民館対抗球技大会	第2回審判講習会 2月3日(月) 球技大会 2月9日(日) ◇ワンバウンドふらば～るバレーボール 22地区公民館・360名参加 会場 豊科北中学校体育館 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市高校演劇合同発表会	2月11日(火) 会場 豊科公民館ホール 参加高校 穂高商業高校、豊科高校、大町岳陽高校 明科高校、南安曇農業高校 5校 20名参加	
第57回童謡祭り、第39回作詞作曲コンクール	市内小中学校の児童生徒を対象に第39回作詞作曲コンクール作品を募集し77点の応募があり作曲家飯沼信義先生に作品審査を依頼中。	3月中 審査結果発表 5月5日(火) 童謡祭り、作詞作曲コンクール表彰
豊科公民館大ホール無料お試し体験	参加者募集中	2月26日(水)から3月3日(火)

令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
聖火リレー実施運営事業	<p>2月8日（土） 成相区民総会 ・近隣区の会議へ概要説明 ・聖火リレー概要説明及び沿道応援依頼</p> <p>2月13日（木） 聖火ランナーの出発予定時間及び到着予定時間の公表（オリンピック組織委員会より） 出発予定時間：17時20分 到着予定時間：17時52分</p> <p>○学生ボランティア 市内の高校4校から76人が応募</p> <p>○応援手旗・応援幕キット配布 1月31日（金）安曇野かけっこクラブ 2月初旬 体育協会、消防団</p> <p>○広報あづみの聖火リレー連載 2月号通常版 聖火ランナーの掲載ほか</p> <p>○横断幕（お知らせ）の設置 本庁舎東口階段下、南側、成相横断歩道橋、白金横断歩道橋（4ヶ所）</p>	<p>2月下旬 ・中堀区の会議へ概要説明 ・聖火リレー概要説明及び沿道応援依頼</p> <p>2月27日（木） 分団長会議 ・ボランティア警備の概要説明 ・学生ボランティアの追加募集（5人程度） ・市内小・中学校へバスの配車計画 ・駐車場・シャトルバス運行の案内（広報・チラシ） ・ウェルカムプログラム（豊科高校吹奏楽部の演奏と豊科北小学校生徒によるあづみの健康体操）の出演内容の決定 ・サポートランナー走者の決定</p>

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等	<p>2月13日（木） スポーツ指導者講習会 「ほめる子育ての落とし穴」 講師：信州大学教育学部心理支援教育コース准教授 茅野理恵さん</p>	<p>3月21日（土） ・豊科南部総合公園 子ども駅伝大会 ※小学3・4・5年生は、第16回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会選考会を兼ねる</p>
市民スポーツ祭	<p>2月18日（火） 第3回市民スポーツ祭実行委員会</p>	

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
施設修繕業務	<p>工期 1月15日～3月31日 三郷文化公園テニスコート人工芝修繕業務</p>	<p>3月中旬予定 明科中学校（グラウンド）屋外分電盤発錆修繕</p>

令和元年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
東京藝大交流事業	東京藝大音楽学部器楽科による吹奏楽部・リーダーズバンド への楽器演奏指導 2月8日(土)堀金中学校(堀金中・明科中吹奏楽部) 2月9日(日)豊科北中学校(リーダーズバンド)	

美術館博物館連携事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和元年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポート の発行(全児童・生徒へ配布) 1月利用者数:5人(累計363人)	
ミュージアム活性化事業実行委員会	第6回専門部会 2月18日(火) 第3回実行委員会 3月6日(金)	
学校ミュージアム	「アートな彩カード」の配布 学校ミュージアム来場児童に配布。事業後の美術館等への 来館を呼び掛ける。1月利用者数 1人(累計2人)	
出前展覧会	1月22日(水)~2月5日(水) 会場:安曇野赤十字病院 来場者数 約5,200人	
ミュージアムサポーター意見交換会	1月22日(水) 参加者数17人 会場:豊科近代美術館	
学芸員研修会	2月27日(木) 講師:木曾毅氏(うらわ美術館) 会場:碌山美術館 対象:市内美術館等職員	

文化団体補助事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
第16回あづみの公園早春賦音楽祭	第2回事務局会議1月23日(木) 第1回実行委員会1月24日(金)	
安曇野文化刊行事業	刊行委員会 2月19日(水)	第34号 2月28日 (金)刊行予定

高橋節郎記念美術館管理運営事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
ロビーエアコン修繕工事	1月5日(日)～2月20日(木) 工事期間中、休館	

文化振興総務費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
美術資料等選定委員会	2月4日(火) (非公開) 資料の寄贈・寄託・所管換え・購入について(別紙議事録)	
博物館協議会	3月13日(金) 令和2年度事業について (開催時間変更) 午前10時～正午	

交流学习センター等事業費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
ゆりのき展示ギャラリー展示	2月14日(金)～3月4日(水) 第2回田淵行男賞作品 鴨作知弥「約束」(20点)	
0歳からのミニコンサート	1月15日(水) 出演者 丸山千史(声楽) 会場 明科公民館 来場者数 子ども56人、大人56人 3月4日(水) 出演者 関根康行(グラスハープ) 会場 きぼう	
熊井啓監督映画上映会・熊井明子講演会	2月1日(土) 講師 熊井明子(故熊井啓夫人) 会場 きぼう 午前の部 来場者159人 午後の部 来場者167人 夜の部 来場者72人	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
企画展示	開館40周年記念「旅と土産～安曇野から何を求めて旅に出たのか 人々は何を求めてやってきたのか～」 会期:2月15日(土)～4月5日(日)	

講座等	開館 40 周年記念「旅と土産」関連企画 記念講演会「キリギス語と日本語の異同～旅をしてきたキリギス人がみた文化的背景～」 期日:2月22日(土) ギャラリートーク 期日:2月15日(土)、29日(土)	開館 40 周年記念「旅と土産」関連企画 記念講演会「万葉集のはじまりのうた～旅の文学として読む～」 期日:3月22日(日) ギャラリートーク 期日:3月7日(土)、21日(土)、3月28日(土)、4月4日(土)
	こたつ講座 第6回「復興する満願寺と安曇郡の領主たち」 期日:2月1日(土) 第7回「安曇野パイロック物語～長谷川清登と飯沼正明～」 期日:2月8日(土)	こたつ講座 第8回「最近気になる生きものたち」 期日:3月14日(土)
	昔のくらし体験講座 豊科東小学校 期日:2月3日(月) 明南小学校 期日:2月6日(木) 豊科北小学校 期日:2月7日(金) 堀金小学校 期日:2月14日(金) 穂高北小学校 期日:2月20日(木)	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館	冬季休館:12月28日(土)～2月29日(土)	4月1日からの連続テレビ小説「エール」や古関裕而氏を活かした鐘の鳴る丘集会所紹介コーナーにリニューアル予定。
穂高鐘の鳴る丘集会所		

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
コンパクト展示		「貞享義烈碑建立の歩み」(仮称) 会期:3月31日(火)～5月6日(水)
企画展示等	「瀧澤伸介絵画展」 会期:1月21日(火)～2月16日(日) 「天上のあなたへ」創作和紙画作品展 会期:2月18日(火)～3月8日(日)	「三郷美術会早春小品展」 会期:3月10日(火)～3月29日(日)

職員派遣その他	安曇野案内人倶楽部研修会への職員派遣 期日:2月18日(火) 会場:貞享義民記念館	
---------	-------------------------------------------------	--

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 39,878点(1月末現在) (1月新規点数/公文書270点、地域資料1,300点)	
白井吉見文学館管理運営事業	1月入館者数:62人(一般観覧/2人、友の会等/54人)	白井吉見文学館春の講演「日本近代化プロセスに於ける相馬愛蔵・黒光夫妻の事績を考える」 期日:3月15日(日) 場所:堀金公民館
職員派遣その他	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会への職員派遣 期日:2月7日(金) 会場:秋田県東京事務所	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』の発行	今年度は明科地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行。	来年度は穂高地区を予定。

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係等への補助事業の事務(事業報告及び支払い等事務)	来年度へ向けた補助事業について留意事項を確認
「安曇平のお船祭り調査」	・安曇平のお船祭り調査報告書 印刷製本 現在、校正作業中。	令和2年3月 報告書刊行
「安曇野の民家調査」	・『安曇野市伝統的民家調査報告書』印刷製本(信大工学部との連携事業としてH24から実施してきた民家調査の報告書)	令和2年3月 報告書刊行
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	・有形文化財「建造物」への防災設備整備(自火報設備及び消火器の設置)について (地元管理組織、松本広域消防署、市教委で協議を行いながら随時進める。)	今後のスケジュールについて情報共有を図りながら、新年度、文化財保全補助事業として実施

文化財標柱・説明板 改修	・2月中旬～3月 既存説明板の修正、いわれの地標柱・説明板改修ほか	
市町村 文化財担当者研修会	・2月13日(木) 長野県立歴史館講堂 文化財の防火・防災対策について	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
埋蔵文化財包蔵地 内等での開発に対 しての工事立会	・一般開発・公共事業に伴う工事立会	随時対応
文化財保護法 第93・94条関係の 事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
令和元年度以降の開 発事業に伴う埋蔵文 化財の保護について	・主に令和元年以降に計画されている公共事業及び一般開 発事業について保護協議を行う。	
宮脇遺跡 試掘調査	2月5日(水)～2月7日(金)一般開発に伴い、埋蔵文化財 への影響の有無を調査する。	調査終了後協議
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『三枚橋遺跡 発掘調査報告書』 刊行へ向けての作業 校正ほか ・『平成30年度 安曇野市埋蔵文化財調査報告書』刊行へ 向けての作業 校正ほか	令和2年3月 報告書刊行

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
中央図書館 原画展	まるやま あやこさん原画展 「ゆきのひのいえで」 期日：2月4日(火)～3月1日(日) 場所：「みらい」	
豊科図書館 チャレンジ講座⑥	「布を使ったステーションナリー作り」 期日：2月15日(土) 場所：「きぼう」	

令和元年度 第1回安曇野市美術資料等選定委員会 会議概要

- 1 会議名 令和元年度 第1回安曇野市美術資料等選定委員会
- 2 日時 令和2年2月4日 午後1時30分から午後2時30分
- 3 会場 安曇野市役所本庁舎 3階 会議室307
- 4 委員出席者 笹本会長、伊藤副会長、征矢野委員、岸野委員、大竹委員、
- 5 事務局出席者 橋渡教育長、那須野文化課長、豊科近代美術館澤田学芸員、安曇野高橋節郎
記念美術館黒岩館長、田淵行男記念館曾根原館長、三澤文化振興担当係長、
諏訪文化振興担当主査、内山文化振興担当主任
- 6 公開・非公開の別 非公開
- 7 会議概要作成年月日 令和2年2月4日

協 議 事 項 等

○会議の概要

- 1 開 会 (那須野文化課長)
- 2 あいさつ (笹本会長、橋渡教育長)
- 3 審議
 - (1) 収集希望作品について
 - (2) 現地検分(本庁舎4F/豊科近代美術館収蔵庫)

豊科近代美術館収蔵候補作品 購入について

■承認 等々力巳吉作 《鹿島槍ヶ岳》 他5点

豊科近代美術館収蔵候補作品 寄贈受入について

■承認 小室孝雄作 《読書する人》 他1点

小川大系作 《習作首(望月左門像)》

島田彦五郎作 《常念岳(仮)》

高山晃作 《ヴァイオリン》 他14点

豊科近代美術館収蔵候補作品 所管替えについて(豊科郷土博物館から豊科近代美術館へ)

■承認 小林章作 《ある教師の像》 他13点

高橋節郎記念美術館収蔵候補作品 寄贈・寄託受入について

■承認 井茂圭洞作 《高橋節郎の卒寿の歌》寄贈

高橋節郎作 《化石映像》寄託

4 その他

5 閉 会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。